

## 前払金限度額の撤廃及び中間前払金制度の拡充について

南伊勢町では、建設事業者の資金調達の円滑化を図り、公共工事の適正な履行を確保するために、令和2年12月1日から下記のとおり改正を行います。

### ○前払金限度額の撤廃

令和2年12月1日以降に請負契約を締結する工事（変更契約を除く。）について、前払金の支払い限度額を下記のとおり撤廃します。

(変更前)	(変更後)
1億円	なし

※対象は、従来どおり契約金額が500万円以上の工事です。

### ○中間前払金制度の拡充

#### 1 中間前払金制度とは

中間前払金制度は、対象となる建設工事において、契約当初の前払金（契約金額の40%以内）に加えて、工期の半ばを過ぎ、一定の要件を満たしている場合に、前払金として契約額の20%以内の額を追加して支払うことができる制度です。

#### 2 対象となる工事

令和2年12月1日以降に請負契約を締結する工事（変更契約を除く。）について、対象工事を下記のとおり改正します。

(変更前)	(変更後)
契約金額が5,000万円以上かつ 工期が180日以上 of 建設工事	契約金額が500万円以上の工事

#### 3 中間前払金の額

契約金額の20%以内の額。ただし、契約締結時の前払金の額との合計額が契約金額の60%を超えないこととします。

#### 4 中間前払金の用途

契約締結時の前払金と同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限られます。

## 5 認定要件

中間前払金の認定を受けるためには、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 契約締結時において、契約書の中間前払金の欄に金額の記載があること。
- ② 契約締結時の前払金（40%以内）の支払いを受けていること。
- ③ 工期の2分の1に相当する期間を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ⑤ 既に行われた当該工事に係る経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

## 6 認定申請手続等

中間前払金の申請をしようとするときは、認定要件の全てに該当する建設工事であるかを確認の上、工事発注課に以下の書類により申請します。

- ① 中間前払金認定請求書（様式第1号）
- ② 工事履行状況報告書（中間前払金認定申請用）（様式第2号）

工事発注課は、申請書類の提出があったときは、対象となる工事であり、認定要件の全てに該当するものであるかどうかを審査の上、速やかに認定します。

審査の結果、認定要件を満たしている場合は、工事発注課は、中間前払金認定調書（様式第3号）を交付します。

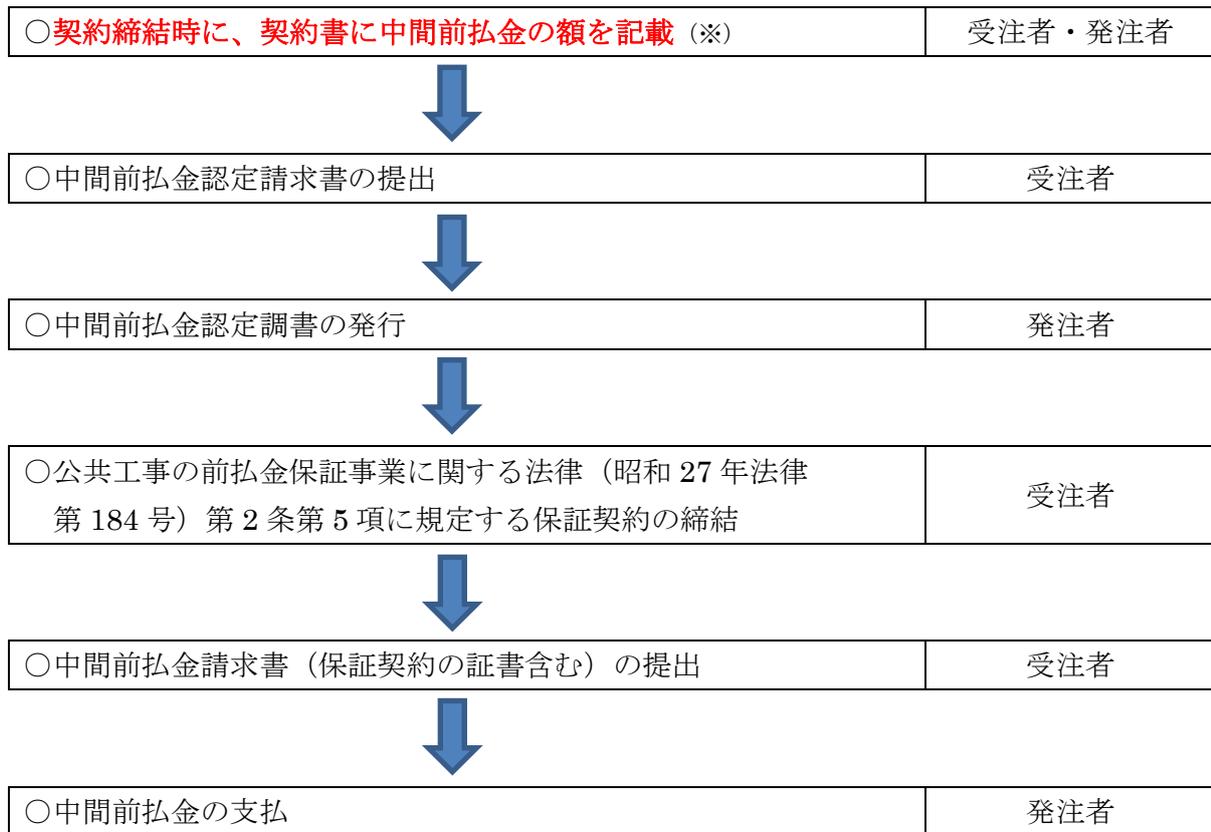
受注者は、中間前払金認定調書により保証会社に対して中間前払金に関する保証の申込みを行います。

保証会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金に関する保証証書及び保証約款を受注者に対して発行します。

## 7 請求手続等

受注者は、保証会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書及び保証約款を添付の上、中間前払金請求書（様式第4号）を工事発注課に提出します。

## 8 手続きの流れ



※中間前払金を請求する予定がある場合は、必ず契約締結時に、契約書の中間前払金の欄に中間前払金額を記載してください。当初契約締結時に記載がない場合は、中間前払金の請求をすることができません。

なお、記載した場合でも、中間前払金を請求しないことは可能です。

## 【参考】中間前払金制度に関するQ&A

**Q 1** 中間前払金制度と部分払いの関係は？

**A 1** 部分払いをする工事は、原則、中間前払金の支払い対象となりません。

**Q 2** 中間前払金の対象外の工事が増額変更となった場合は中間前払金の対象となるか？

**A 2** 当初の税込契約金額が 500 万円未満で中間前払金の対象ではなかった工事が、変更契約により、変更後の税込契約金額が 500 万円以上となった場合であっても、中間前払金の対象とはなりません。

逆に、中間前払金の対象であった工事が、変更契約により、変更後の税込契約金額が 500 万円未満となった場合であっても、中間前払金は請求することはできます。ただし、この場合の認定手続き及び中間前払金の額の算出等は変更契約の内容に基づき行います。

**Q 3** 契約金額が変更された場合の中間前払金の額は？

**A 3** 中間前払金の額は契約金額の 20%以内であり、かつ既に済んでいる当初の前払金との合計額が 60%を超えることはできませんので、以下のとおりとなります。

### (1) 増額変更

$[\text{変更後の契約金額} \times 60\% - \text{受領済みの前払金額}] > [\text{変更後の契約金額} \times 20\%]$   
の場合、変更後の契約金額  $\times 20\%$  が中間前払金の額となる。

**【例】** 当初契約金額 5,000 万円 増額変更 1,000 万円 当初前払金 2,000 万円の場合

$6,000 \text{ 万円} \times 60\% - 2,000 \text{ 万円} = 1,600 \text{ 万円} > 6,000 \text{ 万円} \times 20\% = 1,200 \text{ 万円}$   
となるので、この場合の中間前払金の額は 1,200 万円以内

### (2) 減額変更

$[\text{変更後の契約金額} \times 60\% - \text{受領済みの前払金額}] < [\text{変更後の契約金額} \times 20\%]$   
の場合、変更後の契約金額  $\times 60\% - \text{受領済みの前払金額}$  が中間前払金の額となる。

**【例】** 当初契約金額 5,000 万円 減額変更 1,000 万円 当初前払金 2,000 万円の場合

$4,000 \text{ 万円} \times 60\% - 2,000 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円} < 4,000 \text{ 万円} \times 20\% = 800 \text{ 万円}$   
となるので、この場合の中間前払金の額は 400 万円以内